

飛島村の 家庭のごみの出し方・分け方

ルールを守りましょう!

家庭での焼却をやめて、
村のごみ収集に出しましょう。

★ごみは収集日の朝8時までに決められた集積場に出してください。★前の夜には出さないでください。★飛島村の指定袋で必ず出してください。★出している日はすこやかカレンダーに載っている日です。

可燃ごみ
毎週月・金曜日

半透明
ポリ袋



台所ごみ（残飯、茶がら、料理くず、果物の皮、魚、鳥等の骨、貝殻、卵、カニ・エビ等のから等）、野菜くず、木くず（長さ40cmまでのもの）、紙おむつ（汚物は除く）、生理用品、座ぶとん（袋に入るもの）等。

プラスチック類
毎週水曜日

透明
ブルー色
ポリ袋



ビニール袋（菓子・ラーメン・スーパー等の袋）、家庭から出る発泡スチロール製品（魚・刺身・カップ麺類等の容器）、シャンプー・液体洗剤・マヨネーズ等の容器、ポリバケツ、プラスチックのコップ等、玩具、プラモデル、人形等。

不燃ごみ
毎月第2・4土曜日

透明
ピンク色
ポリ袋



陶器類（茶碗・皿・植木鉢等）、皮革製品、ゴム製品等、電球、雨合羽、化粧品のびん等、板ガラス、ガラスコップ、耐熱ガラス、鏡、びん類のキャップ、小型電化製品等。

収集日は必ずカレンダーで確認してください。

**飛島村
指定ごみ袋
取扱店**

古政地区…… 森永牛乳上田販売店

松之郷地区…… 山田薬品、Aコープとびしま店、立松商店、佐藤商店、メタルサービス

服岡地区…… 喫茶ぜん

渚地区…… 山栄商店、浅井豊店、ユナイテッドバンブー

大宝地区…… 多田大薬房、サークルK大宝店、ミニストップ大宝店

竹之郷地区…… サークルK竹之郷店、佐野屋、松枝商会、ファミリーマート飛島店

西浜地区…… 名古屋木材港港湾労働者福祉センター

東浜地区…… 名古屋港流通団地港湾労働者福祉センター

お問い合わせ先

☎52-1001

飛島村すこやかセンター内 民生部 保健福祉課（地域包括支援センター・保健センター）

新しいリサイクルにご協力をお願いします。



- 「使用済小型家電」を適正に処理し、鉄やアルミ、貴金属、レアメタル等を有効に再利用します。
- 各家庭や個人で使用していた不燃ゴミや粗大ゴミとして出さず回収にご協力ください。

①回収ボックスの投入口「15cm×30cm」に入るもの

⇒エコプラザ・すこやかセンター内保健福祉課窓口を設置の回収ボックスに入れてください。

例)



②投入口に入らないもの

⇒エコプラザに持ち込んでください。

例)



Q.どんなものが持ち込めるの？

A. 乾電池等で使うコンセント等にさして使う家電製品が対象です。
(申請・許可不要)

※家電4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)は除きます。

※電池や蛍光灯は取り外してエコプラザに出してください。

※家庭でご使用のものに限ります。事業所の物は持ち込みできません。

※パソコン・携帯電話等に保存された個人情報必ず削除してください。

Q.いつ持ち込めるの？

A. エコプラザ(全品目)

⇒火・木・土(13:00~17:00)

日(9:00~12:00 ・ 13:00~17:00)

すこやかセンター内保健福祉課窓口(ボックスのみ)

⇒月~金(8:30~17:00)

※ボックスに入らない小型家電は、エコプラザに持ち込んでください。

Q.集めた小型家電はどうなるの？

A. アルミやプラスチック、金属に分別されて新しい商品になります。



資源持ち込み分別ステーション

混ぜればゴミ、分ければ資源

収集場所

エコプラザ
(ふれあいの郷西側)

収集日時

毎週(火・木・土曜日)
午後1:00~午後5:00
毎週(日曜日) 午前9:00~正午
午後1:00~午後5:00
年末は12月27日までです。
年始は1月5日からです。

注意事項

- 缶、びん、ペットボトル、白色トレイは洗ってください。
- 家庭から排出されたものに限りです。

●びん類

※農薬びんは除く



軽くすすぎ洗い

色分け

(ふたは不燃物へ)

●新聞

(チラシ込)

●段ボール

●乾電池

●蛍光管

●スプレー缶

(不燃ごみで出さないでください。)

●布類

下記の物は除く。
(可燃ごみとして出してください。)
汚れた物、冬セーター、ジャンパー、制帽、作業服(購入店にご相談ください。)

●雑誌類

(紙箱・包装紙)

●白色トレイ

●牛乳パック

※水洗いの後、乾燥。

●食用油

●空き缶・

ペットボトル



軽くすすぎ洗い

飲料用以外

農薬のものを除く。

飲料用



エコプラザ



(一般家庭) 粗大ごみは、毎月第1・第3日曜日に投棄場へ

指定のごみ袋に入るごみは集積所へ出してください!

申請方法

投棄場へ粗大ごみを直接搬入するときは、事前に許可が必要です。許可の申請は開場日の直前の1週間(土・日・祝日を除く午前8時30分~午後5時)に保健福祉課窓口(すこやかセンター)で受付しています。このとき搬入するごみの内容を把握している方が申請を行ってください。また、搬入車両のナンバーが必要です。

※窓口へ来られない方は、上記時間内での電話による受付も行っています。(許可書は土曜日・日曜日に役場でお渡しします。)

開場時間

午前の部

午前9時00分から正午

午後の部

午後1時00分から
午後4時00分

注意事項

許可を受けていない粗大ごみは搬入できません。



事業系粗大ごみは許可できません。

申請方法

許可を受けた本人もしくはその家族が搬入してください。搬入時は入口で係員に許可書を提示してください。係員が確認をします。ごみは次のとおり分別してください。

可燃粗大ごみ

木製家具、畳、布団、毛布類、カーペット類、木製机・椅子、剪定枝等



不燃粗大ごみ

家庭から出る鉄くず、自転車、三輪車、ベビーカー、スチール家具等

